



代表取締役 名越 雅善

株式会社レベリスは、「経営者と社員の物心両面の幸せを実現し、企業の永続的な繁栄に貢献する」ことを理念に設立しました。社会が大きく変化し、採用難や人手不足が慢性化するなか、経営の不安や迷いは複雑になり、利益とキャッシュフローを安定確保することが、ますます難しくなっています。私は、財務・事業承継・相続の支援を柱に、経営者の伴走者として、中小企業の経営者様を支援します。また、この事業と同時に、社会の大きな課題となっている事業承継の問題を解決するべく、志を共有する財務・労務・法務・販促・組織づくり専門家に声をかけ、「二代目社長塾」というプロジェクトを立ち上げました。普段から、現場で実務に携わっているプロがワンチームとなり、後継者の強い味方となってオンライン形式の勉強会を中心に、その後の実務支援や、コミュニティを全国に広げる計画です。どうぞ、宜しくお願い申し上げます。

政策金利0.5%引き上げ 中小企業に迫るリスク

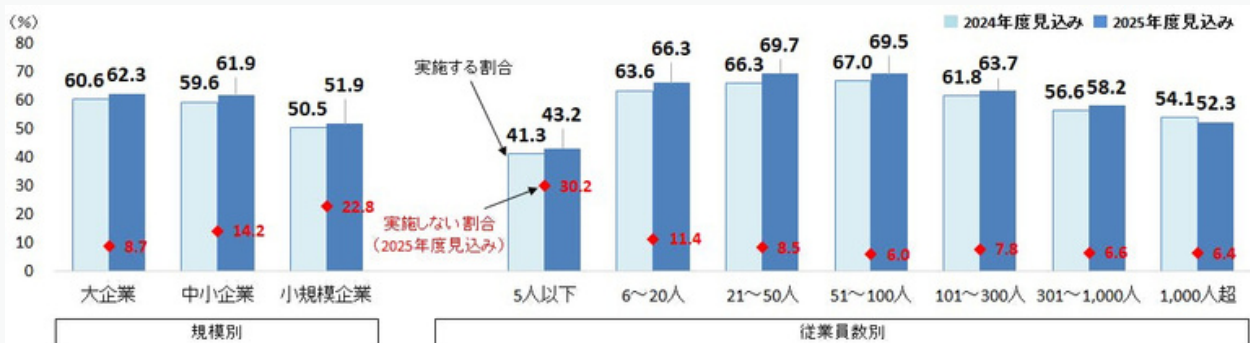
2025年1月、日銀は政策金利を0.5%引き上げることを発表しました。これにより、中小企業の借入金利や資金繰りへの影響が懸念されています。特に変動金利型の融資を利用している企業では、利払い負担の増加が想定され、キャッシュフロー対策が急務となります。また、融資相談時の金融機関の対応の変化も想定して、今後の追加利上げや景気動向にも注意し、資金調達の戦略を見直すことが重要です。



※三菱UFJ銀行のWEBサイトより

賃上げ要請時代における財務戦略

2025年、政府・経団連の賃上げ要請を受け、企業には持続的な給与引き上げへの対応が求められています。賃上げは従業員満足や採用力強化に寄与する一方、財務への影響も無視できません。生産性の向上、利益率の改善、キャッシュフロー管理など、基盤強化型の財務戦略が不可欠です。また同時に、人件費を単なるコスト増ではなく「強い財務体質」づくりを見据えた経営改革が、企業の未来を支えます。



※2025年度賃金動向に関する企業の意識調査帝国データバンク調べ

自社株承継と“遺留分”の落とし穴 ～制度活用の落とし穴にご注意を～



中小企業の事業承継において最も悩ましいのが「自社株式」の承継問題です。特に、オーナー経営者が保有する非上場株式は、その評価額が高額になることも多く、相続や贈与時に大きな税負担が発生します。この負担軽減策として注目されるのが「**事業承継税制**」ですが、恩恵がある一方で、思わぬリスクも潜んでいます。例えば、後継者に対して自社株を無償で贈与した場合、他の相続人から「特別受益」とみなされ、遺留分侵害額請求の対象になる可能性があります。これは、相続発生後に親族間の争いを引き起こす要因にもなりかねません。節税対策のつもりが、かえって将来の経営に不安を残すケースも少なくありません。こうした複雑な状況において、税務・法務・経営の視点を統合した戦略的なコンサルティングが不可欠です。株式会社レベリスでは、税理士・弁護士をはじめとする専門家と連携し、後継者の安定した株式承継と将来の相続トラブル回避を同時に実現できる支援体制を整えています。制度と実務の両面から支援する体制を整えており、後継者世代の悩みに寄り添いながら、最適な承継スキームの設計をご提案しています。制度を「使う」だけでなく、「活かす」ために、共に最善の道を探ってまいりましょう。ぜひ、お気軽にご相談ください。

意外と知られていない法人保険の請求リスク ～代表者死亡時、すぐに保険金を受け取れない？～

法人契約の生命保険は、万一の際に会社の資金を確保できる重要な手段ですが、実は「代表者が亡くなったらすぐに保険金を受け取れる」というのは**大きな誤解**です。実際には、保険金請求は現時点の代表者が行う必要があり、前代表者が死亡している場合、新たな代表取締役を株主総会で選任し、その登記が完了しなければ、請求手続きが進まないという実務上の壁が立ちます。特に自社株が遺産分割協議の対象となる場合や、相続人間で意見が分かれるケースでは、株主総会の開催自体が困難になり、保険金の受け取りが長期化する恐れもあります。事前に代表者死亡後の承継フローを設計し、保険金の役割と受取体制を見直すことが、真に“使える保険”にするための鍵となります。

誤解	実際
直ぐに 保険金が入る	新代表者を 決めなければならない
誰かが請求 してくれる	登記済の 新代表者に限る
直ぐ資金入って 事業承継できる	株主総会→登記 時間がかかる可能性
保険金は 即時対応資金になる	事前準備なしでは 直ぐ使えないことも



株式会社レベリス
福岡県久留米市野中町1054-1-501
TEL: 090-7479-7814
Email info@revelis.jp
HP <https://www.revelis.jp/>

お問合せはこちらから

